

## 開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について議会運営委員会の報告を求めます。

鈴木武次議会運営委員長。

(鈴木武次議会運営委員長登壇)

○鈴木武次議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、9月1日の本会議において各委員会に付託されました議案等の審査の結果ではありますが、決算特別委員長、各常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。

なお、認第1号には反対1名、議案第61号には反対1名と賛成1名の討論の通告がなされております。

また、議案第61号の表決につきましては、2名の議員から無記名投票による表決の要求がありましたので、無記名投票により表決を行うことといたします。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、一般議案1件、人事案件4件、諮問2件、議会案2件であります。追加議案の審査の方法につきましては、付託議案の表決終了後に議長より委員

会付託を省略し全員による審査を諮っていただき、決定後、提案説明、質疑、討論、表決の順でご審査くださるようお願いいたします。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○大沼 久議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

### 日程第1 認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定について外10件

○大沼 久議長 日程第1、認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの以上11件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会審査報告

○大沼 久議長 初めに、決算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔決算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔決算特別委員長 おはようございます。

今定例会において決算特別委員会に付託になりました認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定について並びに認第2号 平成16年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月1日の本会議終了後に正副委員長を選出し、9月14日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、本会議における市長の提案説明並びに監査委員の監査報告、委員会における収入役を初め担当課長の細部にわたる説明を受け、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われたところあります。その経過につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて申し上げることを省略させていただき、後日会議録によりご承知おきくださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定につきましては、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 長井市平成16年度水道事業会計決算認定につきましては、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程において委員各位から出されました質疑、意見などについて十分意を用いられ、事務の執行に当たられますよう希望を申し上げ、決算特別委員会の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

それでは、日程第1、認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、認第1号 平成16年度長井市歳入歳出決算認定に反対し、討論を行うものであります。同時に、討論を通じて、今後の長井市財政のあり方について幾つかの提案を行うものであります。

まず第1に、膨れ上がった長井市の借金についてであります。

長井市の借入金である地方債現在高は、平成16年度決算では、約140億円となっております。また、公共下水道や病院、国保事業などへ普通会計が負担する分が20億円、合わせて約160億円となっているのであります。私はこれを、バブル期に入る前の昭和60年度の決算と、バブル後の平成5年度の、三つの決算をもとに比較してみました。

昭和60年度の地方債残高は、85億3,000万円でありました。これが、バブルがはじけた平成5年度は127億6,000万円となり、たった8年間に38億円も借金がふえているのであります。さらに10年間に経過した平成16年度には、18億8,000万円ふえて140億円、市民1人当たり44万円の負担となっているのであります。

なぜ、このようなことが起こったのか。それは、政府が進めた公共事業を誘導する国の仕組みに乗って、昭和50年代以降に起こした建設事業を中心とした事業拡大がもたらしたことが原因で、例えば市内に六つあった中学校を強引に二つに統合し、南北両中学校の用地購入と校舎の同時建設、同時開校を強行したこと、また生涯学習プラザ初め市立総合病院の増改築建設工事、勤労青少年ホームの建築、地場産業振興セ

ンターの建設、さらに道路改良・整備など、10年間の間に次々とまるで洪水のように巨大建設事業を行った結果であります。

しかし、これらの事業はいずれも市民生活に欠かせないものばかりであります。実はこれが長期債務の急増、元利償還金の膨張、そして財政危機と言われる第一の要因をつくったのであります。

こうした公共事業をどう考えるのか。私は、次の視点で検討してみる必要があると考えております。

第1に、政策選択の優先順位は正しかったのかということであります。豪華な地場産業振興センターよりも、もっと商工業者の役に立つ情報が交換し合えたり、市民が気軽に立ち寄れて顔の見える交流の場が必要だったのではないかと。あるいは、豪華施設は後の維持管理費が高くつき、自治体財政を圧迫しております。さらに建設費だけでなく、維持費、補修費、そして廃棄処分費までも視野に入れた、ライフサイクルコストも考える必要があると思うのであります。

第2の要因は、不況と減税の影響で、深刻な歳入不足に見舞われたことでもあります。

そして第3の要因は、第三セクターである地場産業振興センターの経営が破綻し、その後始末を市の責任で行い、穴埋めを市財政に押し付けられようとしているというふうな問題もあるわけであります。

第2番目の問題として、バブル経済が崩壊した後、税収の姿は一変し、それまでコンスタントにふえ続けてきた税収が落ち込んできたことでもあります。

昭和60年度の市税収入が24億9,000万円、平成5年度が31億5,000万円、平成14年度は4,400万円の減額となって31億1,000万円であります。これは、バブル経済が崩壊し、その後長期にわたって景気が後退した影響、それに国の不況対

策、この両面から地方税収は大きな影響を受けたとすることができると思うのであります。その結果、自治体の財政構造の弾力性を判断する指標、あるいは地方財政のエンゲル係数とも呼ばれております経常収支比率をみますと、昭和60年度の決算では87.3%で、投資的経費は決算総額の24.1%の18億8,000万円となっております。さらに平成5年度になりますと、経常収支比率が87.9%に、投資的経費は決算総額の18.0%で24億6,000万円となっている。そして、このたびの平成16年度決算はどうかといいますと、経常収支比率が98.8%と、財政が硬直化して新たな投資的経費がない状態となっております。事実、投資的経費は決算総額の5.4%となっておりまして、金額もわずか5億8,000万円という状況になっているのであります。

ちなみに、山形県総務部で作成した県内市町村財政の状況を見てみますと、これはまだ最新のもので平成15年度版が一番新しいものですが、経常収支比率は、長井市が新庄市や鶴岡市などと並んで、弾力性を欠く、あるいは硬直化といった最低レベルに低迷しているといった状態であります。

この閉塞状況をどのように打開するかが、今市民に問われている最大の課題だと考えるものであります。

目黒市長は、打開の糸口として、行政の事務事業の外部への委託政策を掲げて、平成16年度事業で学校給食や保育業務の民間委託を始めております。ねらいは、財政困難を理由とした、安上がり行政を目指すことでもあります。しかし、自治体の民間委託の政策的基準はどのようなものであるべきなのか、地方自治の本旨が貫かれなければならないことは、法にのっとって当然の使命であります。自治体事務の民間委託が認められるのは、委託によってその事務の目的がより効果的に達成できる場合であると考えるのであります。例えば地方自治法は公共施設の管

理について、「施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは委託できる」というふうに定めております。そこで、民間委託によって目的を効果的に達成するとは、どのような内容を指すのかが問題になるわけでありです。

ここで私は、民間委託の利点と言われるものについては既に当局からこれまでも述べられてきましたので、民間委託の欠点、問題点を挙げてみたいというふうに思います。

一つは、行政責任があいまいになって、行政責任の放棄につながりかねない。二つ目には、秘密が守られにくい。三つ目、サービスの質が低下する。四つ目、労働条件が低下する、そこで働く方々の。五つ目は、住民参加も含めて民主的なコントロールが困難になる。民間委託の政策を進めるためには、広範な市民の皆さんの意見を率直にお伺いすることが何よりも大切なことだと思うのであります。そしてまた、これが本当に財政構造の硬直化を打開する柱になるのか、このことも問うべきであると思うのであります。

討論の最後に、おととしの末、第四次長井市総合計画がつくられました。計画の第1部、基本構想では、まちづくりの課題、基本理念、主要施策、そして構想実現のための仕組みづくりなどが書かれておまして、最後の構想実現のための仕組みづくりの中で、自主自立の行財政システムの確立という項目がありますが、内容が極めて抽象的であり、また1行の数字も示してはおりません。国や地方の財政事情の悪化や、近年の厳しい経済環境、少子高齢化を背景として、自治体は引き続き行財政改革を断行しなければならないなどと述べておられますが、財政事情の悪化というものの背景やその実態の解明、あるいは県内自治体との比較など、基本的な資料や考察なしに独断的に言い切っておるのであります。さらに驚いたことに、第2部でも自主

自立の行財政システムの確立と、第1部と同じ表題を使って抽象的な表現の羅列が続いておるのであります。

北海道のニセコ町にあるまちづくり基本条例を見ますと、ここでは一つには、予算編成及びその執行は総合計画を踏まえること、とあり、二つ目には、財政情報の提供を義務づける、三つ目には、財政情報についてはわかりやすい方法で説明すること、などを定めております。まさに、予算編成過程における市民参加がこれらの条例に規定されており、総合計画への市民参加が生き生きと表現されておるのではないかと思うのであります。

私は、この機会に、せめて市民の皆さんに決算カードによる長井市財政の実態と今後の方向性などを公開し、その説明ができるように情報提供を図るべきだと考えるものであります。

以上、提言を申し上げながら、私の反対討論といたします。

○大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

認第1号の1件について、決算特別委員長長の報告は、認定であります。決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、認第1号は決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成16年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

認第2号の1件について、決算特別委員長長の報告は、認定であります。決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、認第2号は決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務・文教常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部隆委員長。

(安部隆総務・文教常任委員長登壇)

○安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成17年第4回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局より関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第58号 東山地域里山環境整備事業用地の取得について申し上げます。

本案は、東山開発用地として、市からの取得依頼に基づき、長井市土地開発公社が取得していた土地を取得するために、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、提案されたものであります。

当該用地の現地踏査後、審査に入り、財政課長からは、取得する財産は、長井市上伊佐沢字北掃出6228番1ほか8筆の山林6万324平方メートルであり、取得予定価格は9,080万274円であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、取得後の利用は考えているのかとの質疑がなされ、財政課長からは、今回は土地開発公社の経営健全化計画に基づいて取得するものであり、今後の利用につい

ては、当初予算に計上されているあずまやを1棟建築し、この事業は終了したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、山であり、景観上、防災上からもしっかりと管理が必要と思うが、維持管理はどうしていくのかとの質疑がなされ、財政課長からは、山林となっているところは具体的に手をかける予定はないが、県道沿いに桜を植栽しているところは、今後あずまやを建設する際に、担当課である企画調整課で伊佐沢地区の皆さんと協議をしながら進めていくことになると思う。岩石採取している箇所については、不法投棄があることから県道の入り口にチェーンを張るなど閉鎖措置を検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、将来計画がないとすれば、このまま公有財産として取得しておくことになるのかとの質疑がなされ、財政課長からは、用地購入費とあずまやの建築工事費は、全額起債で充当する予定をしておき、償還が20年となるので返済が終わるまでは処分はできない。処分する場合は償還残額の繰上償還が必要になってくるので、それまでの間に計画が出てくれば有効活用を図ることになると思うが、計画がなければ売却の検討も方策の一つと認識しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、飛び地が存在するが、何か有効利用を考えているのかとの質疑がなされ、財政課長からは、地蔵峠付近は現在進めているフットパス事業の整備計画に含めるか検討中であるので、フットパスの整備とあわせて整備可能であれば活用したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、当該用地が産業廃棄物の投棄場所にならないよう閉鎖措置を講じる必要があるし、地すべり地帯でもあり大変危険であるので、十分意を用いて管理をしていただくようお願いしたい。土地の有効利用や管理